

希少野生動植物種保存推進員設置要領

平成 6 年 6 月 1 0 日
改正 平成 2 6 年 1 0 月 3 0 日
改正 令和 3 年 5 月 2 0 日

環境省自然環境局

第 1 目的

本要領は、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存施策の実効を期する上で国民の種の保存への適切な配慮や協力が不可欠であることにかんがみ、絶滅のおそれのある野生動植物の種が置かれている状況等に関する啓発及び調査、希少野生動植物種の個体の所有者等に対する助言その他国又は地方公共団体の行う施策に必要な協力を得るため、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（以下「種の保存法」という。）第 5 1 条に規定する希少野生動植物種保存推進員（以下「推進員」という。）の委嘱及び職務の実施に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

第 2 委嘱の方法

推進員は、自然環境局長が選定し、環境大臣が委嘱する。

また、自然環境局長は、推進員の選定に当たり、都道府県知事に対し推進員を委嘱することが適当な者の推薦を求めることができる。

第 3 推進員の要件

推進員は、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に熱意と識見を有し、調査、啓発等の活動経験に富み、かつ、次の要件のいずれにも該当する者を委嘱する。

- (1) 絶滅のおそれのある野生動植物の種の分類、生態、生息・生育状況等に関する専門的な知見を有する者。
- (2) 国又は地方公共団体の行う絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存のための施策に協力して、その責任において、この要領に定める活動を行うにふさわしいと認められる者。

第 4 委嘱の期間

推進員の委嘱期間は 3 年とする。ただし、再任を妨げない。

第 5 解嘱

環境大臣は、推進員から申し出のあったときのほか、推進員がその職務の遂行に支障があるとき、職務を怠ったとき、種の保存法の規定に違反したとき、その他推進員たるにふさわしくない非行があったときは、これを解嘱することができる。

第 6 報 酬

無給とする。

第 7 活 動

推進員は、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存のため、国及び地方公共団体に協力し、その設置目的に沿って、各々の専門分野その他の条件に応じて、次の活動を行うものとする。

- (1) 絶滅のおそれのある野生動植物の種が置かれている状況及びその保存の重要性について、国又は地方公共団体の依頼に応じ、研究成果の普及・紹介、出版物への執筆、講演、公共施設や生息・生育地における解説等を行うことにより、啓発を行うこと。
- (2) 絶滅のおそれのある野生動植物の種の個体の生息・生育状況又はその生息・生育地の状況について調査を行うこと。
特に、種の分布や生息・生育状況の動向を把握するための継続的なモニタリング調査など、適切な保存対策の検討に資する調査を行うこと。
- (3) 希少野生動植物種の個体の所有者若しくは占有者又はその生息・生育地の土地の所有者若しくは占有者に対し、その求めに応じ希少野生動植物種の保存のため必要な助言を行うこと。
- (4) 別に定めるところにより、その他絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存のために国又は地方公共団体が行う施策に必要な協力を行うこと。

第 8 活 動 上 の 留 意 事 項

- (1) 推進員は、第 7 の (2) 及び (3) に掲げる活動を行うとき、その他必要な場合には、環境大臣が交付する推進員身分証明書を携帯するとともに、必要に応じ腕章を着用すること。
- (2) 希少野生動植物種の個体の所有者等に対する助言等に当たっては、別に定めるところにより、自然環境局野生生物課希少種保全推進室若しくは地方環境事務所等又は関係都道府県と密接な連絡をとるなどして、適切に職務を実施すること。
- (3) 推進員は、第 7 の (2) に掲げる活動を行うに当たっては、関係法令を遵守するとともに、立ち入りのために所要の手続きが必要な場合は、各自において適切に対応すること。

第 9 個 体 の 捕 獲 等 の 取 扱 い

推進員は、種の保存法第 5 1 条第 4 項及び絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行規則（以下「規則」という。）第 4 9 条に基づき種の保存法第 9 条の規定が適用されない国内希少野生動植物種等の個体の捕獲等を行おうとするに当たっては、種の保存法及び規則の規定を遵守するとともに、当該捕獲等を伴う調査の調査内容、調査方法等について自然環境局野生生物課希少種保全推進室又は関係地方環境事務所等と事前に十分打合わせを

行うものとする。

第 1 0 報 告

推進員は、調査や巡視により、絶滅のおそれのある野生動植物の種の個体の生息・生育状況又はその生息・生育地の状況の変化その他の絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に重要な影響のある事実を確認した場合には、随時、自然環境局野生生物課希少種保全推進室若しくは関係地方環境事務所等又は関係都道府県に報告するものとする。

第 1 1 費 用

活動に要する費用は、別に定めるものの他は推進員の負担とする。